

SIA 若者と一緒に活動するための基準

国際ソロプチミストアメリカは、私たちの組織のあらゆるレベル(クラブ、リジン、連盟)で行われるプロジェクト活動に参加する若者に、安全かつ確実な環境を提供することを約束しています。私たちが若者と一緒に活動する時、若者の世話と福利は私たちに委託されています。

私たちは、高潔さと最高の行動規範を有する地域奉仕組織として、子供あるいは社会的な弱者と一緒に活動する際、いかなる不適切な言動あるいは虐待も容認しません。また、会員が、プロジェクトを行う際に不適切な振る舞いがあったと不当に非難される危険性を最小限にするべく努めています。これらの約束を果たすために、SIA は、クラブ／会員／ボランティアが若者が関わるプロジェクトあるいは活動に参加する際に、例外なく利用すべき次の基準を採用しています。これらの基準は新規ならびに既存のプロジェクトに適用されるものであり、米国疾病管理予防センター(CDC)が発表している子供の虐待防止に関する項を取り入れています。

若者と一緒に活動することを望むクラブおよび会員は、これらの基準に拘束されます。会員が、もし何らかの理由で、これらの基準に従うことができないと感じた場合は、若者と一緒に活動することを中断すべきです。

若者との相互交流に関する一般的規則

1. クラブ会員は、若者と関わる際には最低 2 名の大人がその場にいることを維持しなければなりません。
2. 若者と一緒に活動する一人の会員は、監督者あるいは監視者として指定されなくてはなりません。その人物は 21 歳以上で、すべての指針が守られていることを確実にする責任を負います。
3. 若者と一緒に活動する場合、それに利用されるスペースは極めて見通しが良い場所であってはなりません。密室で活動を行うべきではありません。
4. 輸送手段は提供されるべきではありません。ただし、どうしても避けられない場合は、保護者／後見人から書面で許可をもらうことが義務付けられます。
5. 若者との活動を会員の自宅で行うことはできません。
6. 会員が若者の自宅で活動を行うことはできません。
7. 夜を通して行われるプログラムは認められません。
8. ソロプチミストのプロジェクトに参加している若者の個人情報が含まれたすべての文書は秘匿扱いとすべきです。

9. 個々の会員が、ソーシャル・メディアあるいはその他の手段を通じて若者と直接つながろうとはなりません。フェイスブックなどのソーシャル・メディア手段や E メールなどの電子通信を利用する必要がある場合、一対一でこれらを利用することはできず、グループとしての利用に限られます。
10. 若者の写真あるいは情報を公に共有あるいは掲示する場合、最初に若者および保護者／後見人から文書による許可を得なくてはなりません。
11. クラブは、プロジェクトに参加する前に、保護者／後見人から親権者同意書を得なくてはなりません。
12. クラブは、プロジェクトに参加する若者の受付と引き渡しを監視する手順を決めておかなくてはなりません。
13. 会員は、若者と一緒に活動している間、アルコール飲料およびたばこ製品の使用を控えてはなりません。
14. 保護者／後見人は、事前連絡なしでプロジェクトを訪問することを奨励されるべきです。

適切／不適切な言動

時には、その言動が適切なのか不適切なのか有害なのか明確でないこともあります。ボランティアには、合理的に良識のある人が同じような状況でふるまうであろう形で行動する注意義務があります。これは若者と一緒に活動するすべての言動に当てはまります。性的な挑発あるいは下品な発言、大人の冗談、親密な抱擁、あるいは臀部をポンとたたくといった言動は、どのような場合でも不適切であり、本方針によって明確に禁じられます。

身元調査／クリアランス

SIA は、若者と一緒に活動するすべての大人に身元が潔白であること(クリアランス)を求めます。身元調査は、地方自治体、州、国で定められている要件に合致すべきです。SIA は、身元調査にインフォ・キュービック <https://infocubic.com/soroptimist> の利用を推奨します。同社には、SIA クラブに関する情報があり、米国内国歳入庁の認証を受けた 501 (c)(3)団体としての立場を証明するための時間と労力を節約できます。

1. 若者と関わるプロジェクトを開始する前に、すべてのクラブ会員が適切な身元調査を完了しなくてはなりません。身元調査の種類は、若者と関わる業務および所在する州と自治体の要件に基づいて決定されます。皆様のクラブ会員が若者と一緒に活動するために必要な身元調査について、方針を作成することを強くお勧めします。
2. 身元調査を既に行っている会員は、クラブ会長にその書類を提出しなくてはなりません。
3. 身元調査が潔白でないボランティアは、若者と関わるプロジェクトに参加することが禁止されています。身元調査の結果について何らかの質問がある場合、クラブは SIA 本部の主席執行ならびに財務担当役員に連絡しなくてはなりません。
4. クラブ会長／トレジャラーは、若者が関わるプロジェクトに参加する会員全員のクリアランス(身元調査の潔白)が最新であることを確実にしなくてはなりません。
5. 承認された身元調査は 10 年間有効です。

若者と一緒に活動する際の虐待防止基準に関する研修

1. 若者と一緒に活動するプロジェクトの開始に先立ち、これに参加するすべてのクラブ会員は、SIA が提供する研修プログラムに参加し、研修資料を読まなくてはなりません。
2. 米国以外のクラブは、若者と一緒に活動するボランティアを規定するその国の法律について、会員を教育するため、地元の情報源から資料を取得しなくてはなりません。
3. 「SIA 若者と一緒に活動するための基準」に関する教育は、クラブによって毎年実施されなくてはなりません。
4. 「SIA 若者と一緒に活動するための基準」に関する教育は、すべての新会員に提供されなくてはなりません。

疑わしい虐待／虐待の可能性の報告

1. クラブの活動に関連して不適切な言動、疑わしい怪我、虐待、あるいは性的虐待を目撃した者、あるいは合理的にその疑いを持つ者は、ただちにクラブ会長あるいはトレジャーに報告しなくてはなりません。通知を受けたクラブ会長もしくはトレジャーは、適切な機関あるいは法律執行機関への報告について定められた法的要件に従います。(所在する州の法律を確認してください。一部では、義務的報告者による州への即時報告が義務付けられています)
2. それと同時に、その情報報告は SIA の主席執行ならびに財務担当役員と SIA 本部局長へ提出されなくてはなりません。報告を受けた SIA の主席執行ならびに財務担当役員と SIA 本部局長は、SIA の弁護士および保険会社に連絡をします。
3. いかなる状況においても、クラブの役員あるいは会員が、かかる状況に関する質問あるいは調査を行ってはなりません。

手順の実施

1. 若者と一緒に活動するのに先立ち、参加するすべてのクラブ会員は「若者と関わるプログラム—順守および解放の合意」に署名しなくてはなりません。本合意は、若者に関するすべての資料を読み、理解したことを証明し、クラブが身元調査を行うことを承認するものです。クラブは署名された合意の写しを毎年保管しなくてはなりません。SIA が施行する研修プログラムあるいは研修資料は、若者と一緒に活動する前に完了しなくてはなりません。
2. クラブ会長またはトレジャーは、すべての審査文書を、クラブの財務記録が保管されている鍵のかかる戸棚もしくはその他の安全な場所に保管します。クラブ会長またはトレジャーは、常に守秘義務を維持します。

基準の見直し

SIA は、弁護士の助けを受け、これらの基準を定期的に見直します。必要な場合は、現行法と保険要件に従って基準を変更します。変更があった場合は、SIA はすべてのクラブにその変更を知らせます。